



## 謹賀新年

中野都税事務所  
所長 安藤 敏朗

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、宮島会長をはじめ役員並びに会員の皆様、新年をお健やかに迎えの心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、法人会の諸活動や御事業を通じまして、都政並びに都の税務行政の運営に多大の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にも積極的に取り組んでいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

さて、今年改めて開催する、オリンピック・パラリンピックにつきましては、「見えざる敵」に打ち勝ち、その絆をさらに強めた象徴となる、極めて意義の高い大会であります。大会の主役であるアスリートの方々をはじめ、ボランティア等の皆様方、大会を心待ちにしているすべての人々のために、国・組織委員会と力を合わせて感染症対策に万全を期すことで大会成功への確かな道のりを歩んでまいります。

また、東京都では「新しい日常」の定着を図り、デジタルトランスフォーメーションを推進しながら、一人ひとりの持続可能な生活を実現していくために、都政の新たな羅針盤となる「長期戦略」を年度内に策定します。都民の皆様方と共に「成長」と「成熟」が両立した東京の輝かしい未来を創りあげてまいります。

東京が持つ資源を最大限に活用し、様々な戦略を展開するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。私ども東京都主税局は、皆様からの御協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、環境対策や中小企業支援対策などにおいて、税制面からの支援も継続してまいります。

中野都税事務所としましても、納税者の皆様の視点に立ち、親切できめ細やかな対応を心がけ、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に、更に努めていく所存でございます。

本年も引き続き、中野法人会の皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、更なる御活躍を心から祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 都税だより



中野都税事務所

### 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

#### ■ 対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、**事業収入が一定程度減少(※1)**した中小企業者等(※2)で**令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合**、**事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。**

※1 **令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べ**

30%以上50%未満減少している方	50%以上減少している方
2分の1	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

#### ■ 提出書類 ※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

- (1) 特例申告書 (2) 特例対象資産一覧 (3) 収入が減少したことを証する書類(写)  
(4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

**⚠️ 申告期限(令和3年2月1日消印有効)を過ぎた場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。**



### 令和2年度税務功労者感謝状贈呈式

11月19日、中野都税事務所において贈呈式が行われ、永年の税務功労者として、高野郁子様(常任理事=女性部会長)が受彰されました。誠にありがとうございます。



安藤署長様 高野郁子様



宮島会長と…